

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

|                                                                   |                                       |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 不利益処分の名称                                                          | 行政財産の目的外使用許可の取消し及び変更                  |
| 根拠法令及び条項                                                          | 地方自治法第238条の4第9項<br>那覇市公有財産規則第32条～第33条 |
| 処 分 基 準                                                           |                                       |
| <div>○地方自治法</div> <div>○那覇市公有財産規則</div> <div>&lt;別紙のとおり&gt;</div> |                                       |
| 聴聞・弁明手続等                                                          | 行政手続法第13条に基づき実施（事由により適用なし）            |
| 所管部署                                                              | 教育委員課                      担当課        |
| 更新日                                                               | 平成27年4月1日                             |

＜別紙＞

○地方自治法第238条の4第9項

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○那覇市公有財産規則

(使用者の遵守事項)

第 32 条 行政財産の目的外使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用財産の維持及び保存に当たること。
  - (2) 使用財産を許可の目的以外の用に供しないこと。
  - (3) 使用財産の現状を変更し、又は許可以外の設備若しくは工作物を設けないこと。
  - (4) 使用財産を第三者に使用させないこと。
  - (5) 使用期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、使用者の負担において使用財産を原状に回復し、使用期間満了の日又は市長が指定する期日までに返還すること。
  - (6) 使用者の責めに帰すべき理由により使用財産を滅失し、き損し、その他市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
  - (7) その他市長が指示する事項
- (目的外使用許可の取消し又は変更)

第 33 条 市長は、使用者が前条の規定に違反したときは、目的外使用許可を取り消し、又は変更することができる。

※教育委員会においては市長を教育長と読み替える。